

ドイツの資本主義転化論と日本への影響-初期統制経済論の場合-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2009-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柳澤, 治 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1907

ドイツの資本主義転化論と日本への影響

—— 初期統制経済論の場合 ——

柳 澤 治

はじめに

本稿は、戦前日本の統制経済論を中心とする経済政策思想に対して、欧米のいかなる経済思想ないし経済学説が影響を与えていたかを、とくにドイツ・オーストリアのそれに焦点を合わせて考察するものである。

周知のように、戦前・戦時の日本の経済政策において、いわゆる統制経済は最も重要な特質をなしており、国家による経済的統制をめぐるこの問題は、1930年前後から1945年にいたる時期の日本において、経済学者を中心とする政策論争・経済思想の最大の課題となった。統制経済という用語は、多くの場合、日中戦争（1937年）から太平洋戦争期にいたる戦争経済体制と結びつけて理解される。確かに、国家的な経済統制は、戦時体制の下で経済の全機構に浸透し、まさに戦時統制経済として最も顕著な形で展開した。しかし、国家による経済統制それ自体は、戦時体制への移行以前からすでに問題とされていた。それは1920年代末の世界恐慌と日本経済の深刻な状況を背景に、それに対する国家的な対応の問題として論ぜられ、とりわけ重要産業統制法（1931年）の制定は、それに関する本格的な議論の出発点をなすものであった。経済学者を中心とする学者、官僚、財界、言論界等々、各分野において、資本主義の変質とそれがもたらす弊害とが問題とされ、それへの

国家的な対応が活発に論ぜられることになった⁽¹⁾。現代資本主義が孕む諸問題は、単にマルクス経済学の分野のみでなく、非マルクス主義の立場からも問題とされ、それに対する国家による経済統制が、議論の中心に位置づけられるにいたった。それは、不況脱出のための時論的な政策論ないし技術論に止まらないで、資本主義の現実の状況と段階、今後の発展傾向を如何に把えるかという、より根本的な認識に関連してこざるをえなかった。統制経済をめぐる議論は、こうして資本主義の転化とそれに対する国家的対応のあり方に関する経済学上の議論と重なることになる。本稿は、戦時経済と直接結びつく戦時統制経済論に先行する、この初期の統制経済論に対して、欧米の同時代の資本主義転化の認識が大きな影響を与えていた事実に着目し、中でもそこで特に重要な位置を占めた、オーストリアを含めたドイツ系の経済思想に焦点を合わせ、その内容を紹介しようとするものである⁽²⁾。

本稿の対象とするこの時代の日本における欧米の経済思想ないし学説の影響については、マルクス主義・マルクス経済学に関して豊富な研究成果が存在するが、非マルクス経済学の分野についてはあまり研究がなされていない。初期の統制経済論に関与した経済学関係の重要な学者・論者としては、有沢広巳、向井鹿松、本位田祥男、小島精一、赤松要、等々の名前があげられるが、有沢を除くと、大ていが、非マルクス経済学の分野に属していた。これらの論者に対して、欧米の学説や思想は如何なる影響を与えていたのだろうか。日本経済史の分野において、宮島英昭氏は、重要産業統制法との関連で、ドイツのカルテル学説やW. ラーテナウの経済思想が当時の商工官僚に対して重要な影響を与えていたことを指摘されており、また白木沢旭児氏は、最近の研究の中で、ソ連の第1次5ヵ年計画やアムステルダム社会経済計画化会議（1931年）等の影響に言及されている。しかしそれらの政策や思想の具体的な内容については、必ずしも十分な分析がなされてこなかった。だが、当時の日本の知識人に対して、欧米の同時代の思想・学説が与えた影響

は予想以上に広汎であり、本稿では、その中で特に大きな位置を占めたドイツ系の経済思想に注目し、その内容を紹介しようと思う。もとより、ドイツ・オーストリアの政策思想や経済学説は、それ自体、多様であり、日本への影響も多方面に及んでいるので、ここでは、個別的な経済問題⁽³⁾ についてではなく、資本主義の転化と変質、それへの国家的対応のあり方に関する全体的な議論に限定する。それは、当時の日本の論者たちの統制経済に関する全体的な問題認識に対応するものであって、本稿では、そうした論者のうち、向井鹿松と本位田祥男の統制経済論を取り上げる。

1. 資本主義の転化をめぐる議論と日本への波及

重要産業統制法（1931年）が、経済の国家的統制をめぐる議論にとって重要な意義を有したことは、日本経済史の研究によって明らかにされているが、その立法過程で重要な役割を演じた臨時産業合理局顧問松岡均平は、「重要産業統制法について」という論文⁽⁴⁾ の中で次のように指摘している。

カルテル等の企業による市場経済の組織化は、単なる一時的対策ではなく、将来にわたる資本主義経済の発展傾向に合致している。自由放任の下で個々の企業は自由に活躍し、その結果産業の進歩と発展が見られたのであるが、企業活動は、個別企業を超えた市場経済の作用によって制約されざるをえなかったため、ここに資本主義経済内部における組織化傾向が促されるにいたった。社会主義は「生産の混沌」を資本主義の本質的な欠陥とするが、「生産の混沌」は資本主義の本質ではなく、過去の極端な放任主義によって生じた過渡的現象でしかない。こうして今や資本主義は、漸次「放任主義経済」から「統制主義経済」に移行し、「個別的から組織的に」移行し、「放任主義経済」から「統制主義経済」に発展しつつある。この傾向は、「独のゾンバルト、シュマーレンバッハ、英のケーンズなどの諸学者の明らかに論じてゐる如く、社会的には、個人の

意志を超越した強大なる時代の力によりて推進せられるものにして、必然的不可避の現象である。而して近代国家の経済政策の上にも、此進化の理法に適応せんとする趨向を明かに看取することができる」と。

ここであげられている、W. ゾムバルト (Werner Sombart)、E. シュマーレンバッハ (Eugen Schmalenbach) 及び J. M. ケインズ (John Maynard Keynes) は、同時代の日本の経済学者・経済論者の中で既にその名を知られた人物であった。そのうち、ケインズは、ケンブリッジ学派の巨頭、金本位制廃止・管理通貨論の主張者としてよく知られていたが、松岡均平が注目したのは、1926年に公にされた『自由放任の終焉』(The End of Laissez-faire、但し、松岡はその独訳を利用)であった。『日本統制経済全集』(改造社、1933~34年)は、日本における統制経済論の展開に対して、大きな影響を与えたが、その第1巻『統制経済原理』を執筆したのは、慶応義塾大学教授(当時)の向井鹿松であった。この向井は、松岡均平が顧問をする臨時産業合理局(大河内正敏、中島久萬吉も顧問)の「統制委員会」(委員長は松岡)の委員として活躍し(他に委員としては渡辺鍊藏、吉野信次、田中耕太郎、山室宗文ほかがいる。岸信介は幹事の一人)、この時期の統制経済論の第一人者であったが、彼のいわゆる株式会社修正論=自主企業論に大きな影響を与えたのが、W. ラーテナウと共に、このケインズであった。向井のこの「企業の自主化」の議論に対して、当時の論客小島精一が、ケインズの上記書物を引用しつつ、批判を加えたのはその意味で当然であった⁽⁵⁾。東京帝大教授本位田祥男も、その著『統制経済の理論』において、「自由放任の終焉」に関するケインズの言葉を重視し、それを自由主義の復古を主張する論者への批判の根拠の一つとしていた⁽⁶⁾。

しかしながら、初期の統制経済論にとって一層重要な位置を占めたのは、ドイツ・オーストリアの学説・経済思想であった。松岡均平があげたゾムバルトとシュマーレンバッハの現実認識は、その見解に対する批判者たる

v. ミーゼス (v. Mises) と共に、当時の論者が最も注目した学説であり、「自由経済の行詰りと拘束経済」に関する向井の見解は、ゾムバルトとシュマーレンバッハに全面的に依拠したものであったし⁷⁾、また本位田も、彼らの考え方を重視した。そこで以下でゾムバルトらの見解についてその内容を見ることにしよう。

2. 資本主義転化をめぐる W. ゾムバルト・

E. シュマーレンバッハ・v. ミーゼスの見解

(1) ゾムバルトの晩期資本主義論

W. ゾムバルトは、Der moderne Kapitalismus の著者として、また『社会主義及び社会運動』(Sozialismus und soziale Bewegung, 1896, 池田龍蔵訳, 1923年)や『奢侈と資本主義』(Luxus und Kapitalismus, 1912, 田中九一訳, 1925年)などの翻訳を通じて大正期から名前が広く知られていたが、1930年代になると、『三つの経済学』(Die drei Nationalökonomien, 1930, 小島昌太郎訳, 1933年)や『ドイツ社会主義』(Deutscher Sozialismus, 1934, 難波田春夫訳, 1936年)の訳出に続いて、主著 Der moderne Kapitalismus の邦訳⁸⁾が始まるというように全盛の時代を迎えつつあった。そのゾムバルトの諸著書の中で当時の日本人の資本主義の転換の認識に多大な影響を与えたのが、ナチス政権登場の1年前の1932年に刊行された、僅か45頁の『資本主義の将来』(Die Zukunft des Kapitalismus, Berlin-Charlottenburg)であった(新川傳介訳、『長崎高商研究館彙報』第20巻3・4号, 1932年, 鈴木晃抄訳、『世界大思想全集』86, 春秋社, 1933年)。

ゾムバルトはこの書物で資本主義の発展傾向と現在の状況を分析し、現代を「盛期資本主義」(Hochkapitalismus)に続く資本主義の衰退の時代、

「晩期資本主義」(Spätkapitalismus)として性格づけ、それを踏まえてアウトルキー的な統制経済の必然性を提起する。彼のこうした資本主義認識は、既に1928年にチューリヒで開催された「社会政策学会」の大会において公表されており、その時の講演である「資本主義の転換」(Wandlungen des Kapitalismus)は、当時の日本の経済学者がよく目を通していた Weltwirtschaftliches Archiv (Bd. 28, 1928)に印刷された。この講演は、学会の席上、参加者の激しい議論を惹き起こし、ゾムバルトの考えは、一方では、E. ザリーン (Salin) らの賛同を得たものの、C. エッカート (ケルン大学初代学長、1929~32年社会政策学会会長) や M. ヴェーバーの弟 A. ヴェーバー (ハイデルベルク大学) ら多数の論者から批判を受けることになった。ゾムバルトの批判者エッカートの報告は「資本主義の展望」(Aussichten des Kapitalismus)として上記雑誌 (Bd. 29, 1929)にも発表された。もともと「資本主義の転換」をめぐるこの論争は、チューリヒ大会の2年前の1926年の同学会大会 (ウィーン) における「世界経済の危機」(Krise der Weltwirtschaft) に関する論争 (B. ハルムスと F. オイレンブルクが報告者) に端を発していた。この論争は、社会政策学会を舞台にして、E. レーデラー・R. ヒルファディンクなど社会民主主義的論者や、後のオルドー自由主義者、W. オイケン・W. レプケらを巻き込みつつ展開し、1928年大会を経て、世界恐慌を背景に、学会を超えた広がりを示すことになった。資本主義の「可能性」や「衰退」、そして「終焉」までもが問題とされたこの論争は、まさに「資本主義論争」(Kapitalismusdebatte)⁹⁾と呼ばれるべきものとなった。しかしそれは単なる学問上の論戦に止まらず、ワイマール体制の動揺とナチズムの台頭、その政権掌握という政治的な動きと密接に関連していた。この論争の中心に位置していたのが、まさにゾムバルトであり、その晩期資本主義論であった。向井鹿松など同時代の日本の統制経済論者が注目したのは、資本主義の現段階を分析し、その展望を問題にしたこのゾム

バルトであり、その晩期資本主義論が要約された『資本主義の将来』であったのである。

ゾムバルトは、この書物の中で現在を経済体制としての資本主義の本質的な変化の時代として捉え、それを経済思想・経済観、秩序及び技術の三つの局面について考察する。

(i) 資本主義の経済観についてみると、それを特徴づける資本主義精神(kapitalistischer Geist)は大きく転換した。資本主義精神は、合理主義と非合理主義、投機と計算、市民的精神と略奪精神、熟慮と冒険との緊張の中にあるが、今や、合理的契機の増大と企業の合理化の徹底とによって、この緊張関係は弱まりつつある。特殊な企業家の特性や直感・感性の後退は、情報や予知の増大、科学的組織に基づく企業活動に伴って顕著となり、企業はその結果管理としての性格を帯び、経営者は官吏ようになり、装置の大きさが重要となってきている。同時に営利追求とリスクを怖れぬ企業心が衰え、安全性・恒常性が求められる。とりわけ冒険心・向こう見ずさ・征服意欲の衰微は顕著で、まさに大企業家の利子生活者化・金肥りが生じているが、それは集中・カルテル化・株式制度等の直接的な作用に他ならない。

(ii) 第二の局面たる資本主義的経済体制の変質はこのことと関連する。資本主義的経済は近年自由主義的個人主義的なものから拘束的なものに変化した。①個別企業の自己拘束—経営の官僚制化・脱精神化(自由な企業活動に代わる規則の「システム」)、カルテル等の企業家結合。②労働者保護・調停制度・価格規制(カルテル令)、大銀行への直接的監督などの国家的規制。③労働者による拘束、つまり経営評議会、労働組合の介入、賃金協約、などがそれである。

(iii) 第三の技術的变化とは、自然的・流動的な経済過程＝市場メカニズムの排除と硬直的なシステムへの移行である。価格は今やカルテル(あるいは国家)によって恣意的に規制され、労賃も労働組合によって市況とは無関係

に決められるようになり、かくて、価格と実質賃金は旧水準に止まりながら市況は劣悪という状況が出現している。

このように経済システムが外延的・内包的に変化しつつある資本主義をゾムバルトは晩期資本主義と呼ぶ。それは、新たに登場してきた経済体制と旧いそれとが併存し、力を分かち合いながら構造的変化を遂げている状態を意味する。

晩期資本主義の時代は、第一次大戦の開始期に始まるが、それは国民経済内の変化によってばかりでなく、他の国民経済との関連によっても規定されていた。それは、盛期資本主義を特徴づけていた白色人種による地球支配あるいは西欧による地球搾取の解体に他ならない。盛期資本主義は三つの前提をもっていた。一つは平和・自由貿易・信頼を土台とする世界的に機能する交換・均衡・適応メカニズムである。このメカニズムは、金本位制に基づく為替システムの形をとりつつ、為替相場と資本主義諸国間の為替取引を特徴づけ、ロンドンのシティによって維持されていた。第二は、すべての外国経済にヨーロッパの資本が関与し、そこに資本が直接的または公的借款の形で流入していたことである。三つ目の前提は、西欧が地球上の諸地域から原料や食料などの土地生産物を買ひ、上記の資本または工業品で支払っていたことである。今や、この三つの前提条件は該当しなくなった。そして将来もそれは変わることはないだろう。

自由貿易のメカニズムは解体し、現代の特徴は関税障壁、輸入禁止、貸付の回収、とりわけ金本位制の停止である。旧い国際的均衡の回復の見通しは不可能ではないとしても可能性は小さいし、西欧が再度全世界への資本供給者となることは全く考えられないことである。諸外国が工業化し、国民経済を発展させようとする度合いと共に、資本調達の高まるが、ヨーロッパ諸国が蓄積できる資本は逆に減少する。マルクスのいう絶対的余剰価値は、人口増加の鈍化、労働時間短縮、経済テンポの衰えによって、相対的余剰価

値は労働生産性の増加の相対的鈍化によって、それぞれこれ迄のようには増大しないことが確実となったからである。

こうした展開に関連して、旧来の世界経済を支えてきた、西欧とその他の諸国との間の商品取引関係が解体する。農業的な非西欧諸国の工業化は西欧の工業品に対する受入能力を大きく後退させるからである。新興諸国の資本主義化が、旧工業国に対して新たに生産手段の輸出拡大を促すはずだという考えは誤りである。新興資本主義国は自国用の食料・原料を必要とするので、工業品輸入に対して対価としてヨーロッパに輸出する生産物をもちえない。既存の農業的基盤をもってしては二つの工業国を支えることが出来ず、また農業を拡大するにはあまりにコストがかかり過ぎるからである。非ヨーロッパ諸国に対する西欧の搾取のシステム、白人の地球支配は解体し、「有色人種の解放」の時代が到来した。今後なお「帝国主義的」傾向が維持されるとすれば、支配者となるのは合衆国、日本、そして恐らくロシアであろう。これに対して旧工業国は後退し、「アウタルキー化」の途を歩むことになる⁽¹⁰⁾。

アウタルキー化は、国民経済が小規模の場合には、条件が似た国同士の結合の形をとり、あるいは一定の自足的経済を作り出す経済的ブロックによって実現される。ドイツの場合は、それは東南ヨーロッパとの結合を意味する。自由貿易に対して貿易協定・関税同盟・差別関税・割当制等々による国際関係が展開し、国家による全体的統一的な計画が必要とされるにいたる。かくて外国には依存しない一種の国民協同体が形成される。

18世紀の場合と異なり、19世紀には西欧は大量の生活資料を必要とするようになり、輸入が行われた。今後も、外国の生産物がある程度迄輸入しなければならぬが、しかし少なくとも人々の食料は国内で生産せねばならず、またそれは可能である。そのため「再農業化」(Reagrarisierung)が不可欠となり、ドイツでは農村が失業者を吸収し、農村人口の増加が可能となるだろう。

以上のような認識と関連させつつゾムバルトは西欧の旧工業国の今後の可能性を問題にする。一つは現状の維持で、偶然と恣意に委ねる保守的立場であり、第二は、自由経済へ復帰する可能性であり、この反動的な立場は、企業家層の多くによって支持されている。ゾムバルトは両者を共に却け、第三の「改良的」あるいは「革命的」な立場を薦める。現在の無計画的な拘束と規制、また過去の無秩序な自由と個人的恣意に対する、将来の計画的な経済構成、つまり「計画的経済」(Planwirtschaft)がそれである。資本主義は個別経済における計画性と全体経済の無計画性間の矛盾を特徴とするが、計画経済ではこれに対して個別経済は秩序づけられ、有機的な性質をもつ全体経済と結びつくことになる。

先ず、計画経済は広域内の諸経済と諸経済過程の全体を包括するものでなければならない。それは生産・流通・分配・消費の総体をカバーすることになるが、それは決して細部に及ぶ規制ではなく、自由裁量と多様性の領域が、とりわけ消費について、設けられる必要がある。第二に、計画経済は国民経済の統一性を前提とする。第三は経済生活の多様性への配慮である。その際考慮すべき点は、経済地域の絶対的・相対的規模とその国の社会的構造であって、それに応じて工業化や農業化、手工業的経営への対応、等が計画される。さらに民族的性格、文化水準及び歴史の相違も考慮されねばならない。

計画経済にとって重要なことは、経済生活の複雑さを考え、経済形態・経済制度・経済システムの中から適当なものを選び、可能な限り多様な仕方に対応することである。ソ連のような一元的な方式は現実離れた教条主義であってうまくいくことはないだろう。資本主義と共に、村落経済・大農場経営・手工業等の旧形態が残存しており、また他方、資本主義とは異なる新たな経済システムが登場してきている。経済生活はマルクスの予言の通りに巨大企業だけの発展に帰着せず、多様な形態とシステムが併存しており、私的な自給経済・市場経済・集团的充足経済、農民的・大農場的・手工業的経営、

組合経営・国営・共同経済等々を含めた諸形態の併存とそれらの相互関連への考慮が不可欠となるのである。つまり私的所有＝私的経済と社会的所有＝集合経済とは併存でき、むしろ両者は併存しなければならないのである。

計画経済の手段も多様でなければならない。精神的・教育的な方法としては、個人が全体に対して貢献し、有意義な生活を過せるような体制にする。そのためには様々な団体・結社・組合・協会・友愛会、等々が不可欠となる。しかし国家など、公的権力の権威主義的介入を全く欠いては事は進まない。国の介入の直接的な仕方としては、徹底した形では経済部門の国有化・市営化があり、より緩やかな形では特定経済活動の独占・統制・認可が、また最も弱い方法では特定生産部門・輸送企業・商業経営への補助金や公的団体からの各種経営助成などがある。農民等経済主体への教育（冬期教室）や居住政策も重要である。他方、国の間接的な経済統制には、特定機関への国家機能の委託、計画経済的信用政策により規制される国民経済機関への大銀行の転換、また租税政策・商業政策・為替政策によるもの、等がある。これらの手段は現在既に実施されているが、今後の課題はこれを全体的な計画に転化することである。

資本主義の転換と「晩期」への移行に関するゾムバルトの上の認識は、向井鹿松にとりわけ大きな影響を与えた。向井は、『統制経済原理』の中で「自由経済の行詰りと拘束経済」に注目して、先ず「世界経済機構の変革」を取上げ、『資本主義の将来』に依拠しつつ「ゾムバルトと世界経済機構の変革」について説明し、最後に「ゾムバルトによる経済組織の変革と計画経済」をいわば自身の結論に結びつけている。この認識は彼の統制経済論の最も重要な土台をなしているといってもよいだろう⁽¹¹⁾。ゾムバルトの『資本主義の将来』に対しては、向井だけでなく、赤松要、本位田祥男なども関心を寄せている⁽¹²⁾。本位田は、経済の行詰りに対する対応の仕方に関して、ゾムバルトのいう保守的・反動的・改革的の「三つの見地」を取り上げ、第一と

第二の見地を批判した上で、第三の立場を「最も妥当」とみなし、ゾムバルトを基本的に支持する。その際、本位田は、「自由経済の復古」を望む第二の見地こそ、「ミーゼス・カッセル等の新自由主義者の一派」の主張に他ならないと指摘し、次のように批判する。「だがこの見地は、自由経済がその発展につれて、その前提を必然に変化せしめたる事を見のがしてゐる。そして、この前提の必然的な変化が、自由経済の機構の運営に反逆してゐる事実を理解してゐない」と。「自由経済の運営を妨害するもの」は不可避的に生じたものであり、人為的なものではなく、自由経済と同様に「自然的」なのである。だから自由経済への復帰は「歴史の流れを逆転せんとするものである。」⁽¹³⁾。

(2) ミーゼスの干渉主義批判

ゾムバルトに対する積極的な評価はこのようにミーゼスへの批判と不可分に結びついていた。それは向井鹿松においても同様であった。だが、ミーゼスは否定の対象としてのみ注目されたのではなかった。ミーゼスの議論は、経済活動に対する国家的干渉の原理に関連していた。国家による部分的な干渉は原理的に不可能であり、干渉は社会主義的な計画経済へ移行せざるをえないという彼の見解は、他方で、その社会主義的な計画経済が計算不可能であって、非現実的であるとする主張と結びついていた。このミーゼスの主張は、同時代日本の多くの経済学者の関心を惹きつけた⁽¹⁴⁾。周知のようにオーストリア学派のL. v. ミーゼス(1881~1973)は、第一次大戦後の独逸における社会化・社会主義化の動向のなかで登場してきた、実物計算による社会主義経済の可能性に関するO. ノイラートらの議論を批判し、生産・消費の合理的な運行のために価格計算が不可避であり、これを否定する社会主義は混乱するとして社会主義計画経済の不可能性を主張していた。そのミーゼスが著わした著作『干渉主義批判—今日の経済政策・経済イデオロギーの考察—』

(Kritik des Interventionismus, Jena 1929) は、生産手段の「共同所有」(社会主義)とその「特別所有」(Sondereigentum) (私的所有=資本主義)の中間の「第三の途」によって、自由な活動能力と推進力の長所を維持しつつ、資本主義の欠陥を除去しようとする国家的介入主義が可能であるか否かを原理的に論じたものである。この場合生産手段に対する個別的な私的所有は前提されている(一部の社会化は容認される)のであるが、その生産手段の所有者と企業家は、社会的権力に基づく強権的な指示に沿った仕方での生産手段を用いなければならない。この指令はしかし体系的なものではなく個別的で、経済全体を規制したり営利活動に代わる服従を求めるものではない。それは生産政策的と価格政策的の二つに区分できるが、中間層保護や婦人・児童労働の制限、保護関税等に示される前者の政策は、社会的労働の生産性を低下させるから、せいぜい後者の政策を補完する意義しかもたない。

これに対して価格政策的介入は、市場による価格形成とは異なった仕方での価格の決定がなされる点に特徴がある。商人・生産者はこれに対して販売の手控え・在庫等で対応するから、当局は販売強制というより立入った介入に進まざるをえなくなる。国家的規制はさらに製品価格からその原料等の価格統制へ、さらにそれは生産諸部門・賃金のすべてに拡張せざるをえなくなるだろう。部分的介入はこうして必然的に拡大し、ついには生産手段の私的所有の原則と衝突し、最終的には社会主義に移行せざるをえなくなるのである。

向井鹿松はミーゼスのこのような見解を詳細に検討し⁽¹⁵⁾、「孤立的統制が資本主義経済機構の内において其の目的を達し難しとなす彼の意見は之を無視することを断然許されない」とした上で、しかし、経済機構の「完全なる自動調節は行ひ難くなってゐる」現実を重視し、「中間的過渡的の制度」として、上述したようなゾムバルト的な「多様性の統一性」に立脚した統制経済を構想する。向井にとって、「拘束経済の必然性」は最早否定し難い事実だったのである。

(3) シュマーレンバッハの資本主義転化論

自由経済の機構的变化、恐慌の自動回復力の喪失という現実を、経営学者である向井に説得的に理解させたのは、経営経済学の権威 E. シュマーレンバッハの議論であった⁽¹⁶⁾。ケルン商科大学教授シュマーレンバッハ (Eugen Schmalenbach, 1873~1955) は、『動的貸借対照表』(Dynamische Bilanz, 1919) によって広く知られていたが、向井が目じたのは1928年5月ウィーンのドイツ経営学者連盟 (Verband der Betriebswirtschaftler an deutschen Hochschulen) での講演「経営経済学と新しい経済制度」(Die Betriebswirtschaftslehre an der Schwelle der neuen Wirtschaftsverfassung. これは Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung, Jg. 22, H. 5 に掲載) であった⁽¹⁷⁾。シュマーレンバッハは、19世紀の自由経済に続く現在の経済秩序の特徴として、カルテル・トラスト等の独占体、国営鉄道・郵便・銀行・保険等の国営・公営事業、石炭・カリ・家賃等の公的価格規制及び賃金の公定に注目し、これを拘束経済 (gebundene Wirtschaft) と名づけ、将来この傾向はさらに強まるだろうと指摘する。こうして「われわれは今日古い経済時代の終わり新しいその始まりとの転換点にいる」。新経済への移行は人為的なものではなく、強力な経済的諸力に基づいており、それはマルクスの予言の通りである。経営規模の不断の拡大と経営機構の成長、それへの移行を必然化する要請の強化、その結果としての固定原価部分の増大と資本集約度の増大、まさにこれこそがその原因である。高い固定原価は、生産・消費の自動調節とそれによる均衡を解体した。能力主義に代わる寄生主義 (Parasitentum)、不経済な管理機構、官僚主義、とりわけ企業精神の衰退、カルテル等独占体と経済原則との対立、等々の欠陥がそれに伴って現われている。固定原価の支配の下では自由経済への回帰は見込みがない。将来の新しい経済の下では、独占体は国家からその独占を賦与され、他方国家

が独占体の義務を監督するということになるだろう、とシュマーレンバッハは主張する。

シュマーレンバッハのこの認識は、向井ら日本の学者に大きな影響を及ぼした。かつて「古い自由経済を愛し、賞讃した」と自ら語るシュマーレンバッハですら認めざるをえない現実がそこに存在したのである。この現実認識はゾムバルトの晩期資本主義論と大幅に重なる。資本主義の転換と危機のこの認識は、マルクス経済学者のそれと交錯することになる。資本主義の重大な欠陥を深刻に受けとめなければならなかった点において、初期の統制経済論はまさに資本主義の危機の認識に他ならず、そのような認識にまでいたった体制のこの意識は、それ自体が資本主義体制の危機の深さを表現するものでもあった。

3. W. ラーテナウの新経済体制論とその影響

—「自律」的株式会社論・共同経済論—

資本の集中形態としての株式会社は、戦前の社会科学的な思想状況の中においては、法律上あるいは経済上の現代的な存在としてばかりでなく、それがもつ社会的な機能・役割あるいは責任性という観点からも大きく問題とされ、その観点から、さらに資本主義の修正と結びつく、社会的ないし思想的な意義をもつ独自の制度としても注目された。明治末・大正期には上田貞次郎や関一らがそのような観点から株式会社を論じ、企業（営利活動）と経営との区分、後者の担い手としての重役の役割に注目した。それは、社会的に大きな影響を有する大資本としての株式会社が、単に利潤追求の目的のために運営されてよいか、という問題意識に立って、「営利」から「経営」を可能な限り引き離すことにより、「社会改造」を実現しようとするものであった。もとよりそれは、上田が自覚していたように、マルクス主義的な資本主

義批判に対抗する、「ブルジョワ的」な立場に立っていた。上田は、株式会社に関するこの認識と構想を、イギリスのギルド社会主義、とくにあのR. H. トーニーの「利得社会」論に結びつけており、富の獲得を社会的義務の遂行に従わせるという「機能社会」的な考えが欧米において広がりつつあるという現実、既に当時の日本の知識人によって認識されていたのである。

初期の統制経済論者、向井鹿松の超株式会社論は明らかに上田のこのような見解の流れに属するものであるが、しかし、彼の場合、その影響はトーニーからではなく、トーニーと同じ時期のW. ラーテナウの構想から由来していた。トーニーの『利得社会』(R. H. Tawney, *The Acquisitive Society*, 1921)が公にされる数年前、ラーテナウ(Walther Rathenau, 1867~1922)は、この問題について自らの主張と構想をつくり上げていたのである⁽¹⁸⁾。

ドイツの電気工業のコンツェルン、アー・エー・ゲー(Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft, A. E. G.)社の設立者エミール・ラーテナウの息子であるW. ラーテナウは、同社の重役、ついで社長となり、第一次大戦期には戦時経済の運営に関わり、軍需省の戦時原料局の責任者として、原料の調達・生産の組織化に努め、戦時会社の設立により産業企業の自主的な統制をめざした。敗戦後、ラーテナウは復興相、また外相として重要な役割を果たすが、1922年6月に暗殺され不慮の死をとげることになった。彼は、この間、政治・経済・文化に関する多くの講演や著述を公にしているが、日本の経済学者にとくに大きな影響を与えたのは、戦時中に書かれた『来るべき事』(Von kommenden Dingen, 1917)及び『新しい経済』(Die neue Wirtschaft, 1918)の二著作であって、とりわけその中で展開された経済体制に関わる主張や構想であった。

『来るべき事』は、「序論」、「目的」、「方法」の三部から構成され、内容の中心は「経済」・「倫理」・「意志」のそれぞれの「途」(Weg)を述べた「方法」に置かれていた。「序論」において資本主義社会の「機械化」と、「組織

化」と分業化の必然性、それによる人間の自由の阻害を問題としたラーテナウは、「経済の途」の篇において、一方では古い封建的な諸勢力と資本主義的勢力との結合が見られる現状を批判すると共に、他方、社会主義に対しても激しく反対し、それに代えて営利欲に対抗して社会的な責任を自覚し重視する新しい資本主義の到来を構想する。その際彼が目にしたのは、企業の株式会社形態の発展であった。株式会社における株式の証券化と流通による所有の「非人格化」、その所有請求権の細分化と流動化がそれであって、企業はそれを通じて所有から自立して独自の生命を与えられ、その運営は官僚制的な指導機関が中心となって行なわれるようになる。そして、ついには企業はその収益から所有者の持分を買戻し、自身が所有者となることが出来るとラーテナウは述べる。所有の非人格化、企業の客体化、所有権の廃止は、最終的には、企業の財団化ないし国制化に行きつくことになる。この状態をラーテナウは「自律」(Autonome)と名づける。そのためには、資本が返済され、また当該企業の職員・労働者に所有権の一部が分与されねばならない。自律的な企業は、貧欲な営利追求に代えて責任感に基づいて運営されるが、私的なイニシャチヴは存続し、こうして企業は行政と私的な営業との中間的な構成体として、国家の監視下に置かれる。無駄はなくなり、労働は効率的となって生産は合理化され、余剰が蓄積され、企業の改善と拡張に向けられ、また共働する労働者は労働収益の配分に加わる。生産が合理化することにより、国家は全体として豊かになり、貧困や失業が除かれると共に、低利子での貸付が可能になり中小企業の設立が容易となり、また芸術家等の精神労働が市場的制約から自由になる。さらに、国民自体の福祉も向上する。教育の均等化と能力の選抜を通じて誰でもが自立し責任ある地位に上昇する可能性を与えられる。こうして階級的な対抗は解消に向かうことになり、生産と福祉の向上、過大な死せる富の集積の阻止、階層間の流動化、国家の力・経済力の伸張と均等な中間的富の一般化、国家の精神的経済的諸力の豊かな

展開、等の状態が達成されるのである⁽¹⁹⁾。

1918年の刊行以来、新著作集に編集される迄単行本として54版を重ねた『新しい経済』は、『来るべき事』と同様、戦争がもたらすであろう結果と問題に対処するため、戦争終了後に採用さるべき新しい経済秩序を提示したものである。株式会社の機能転化論など上記書物で発表した議論に加えて、特に「工業」・「手工業」・「商業」における同職種の経営の結合と、さらにその先行工程及び後続工程の各業種との結合とグループ化（たとえば紡績一織布：綿工業）の構想を提案する。前者は職業的連合、後者は営業的連合となり（混合企業はいくつものそれに属する）、それらは全体として共同経済を構成することになる。職業連合も営業的連合も国家の許可及び監督下におかれるが、そのうち前者がより重要な位置に立ち、隣接グループや労働者組織、世論及び国家との関係の基軸となる。

職業連合の形態は株式会社の形をとり、その活動はシンジケートのような機能を有する。各企業はその実績に基づいてこの株式会社の成員として、執行部を選び、これが重役を指名する。企業は商品をシンジケートとしての連合体に供給し、連合体（＝シンジケート）はそれを消費者・商人・加工業者に対してそれぞれ階層的な価格で販売する。これ迄のシンジケートと異なる点は国側の協力がある点で、国は新規参入者の採否、内外商品の専売、不良経営の休業・転業・継続の指令（補償付）、等の広範な権限をもつことになる。国家は、他方、連合体の運営・社会的活動・利益支出について助言を与え、国の収入は連合体の支払うこの収益分に基礎を置く。連合体は資本利子分を控除した後の余剰部分を社会福祉、賃金引上げ、生産者（各企業）、生産価格引下げによる商品低廉化にも用いる。職業連合体の執行部は、販売・輸出の遂行や販路拡大など通常の営業活動、生産活動（必要ならば原材料輸入）、生産向上・低廉化（技術普及、工場の改善・新設、不良経営停止、良好施設の拡張等）、工場間・地域間の作業分担（基準は距離・原料調達・販

売地・動力・労働・能力)、生産量配分、工場新設の決定・協力、規格・基準・見本の採用、過剰な様式・商品番号の整理、特製品等の特別工場指定、さらに近接連合体との取引、職員・労働者団体との交渉、行政・立法に対する職業利害代表の役割を担当する。つまり、それは、個別利害の保護を目的とした従来の組織と異なり、有機的に編成され、自由に動くことの出来る、統一体としての生産共同体であり、統一的な判断・力・意思に支えられた一つの有機体なのである。それは官僚制でも政治的権力でもなく、自発性と責任性を可能な限り認められた自治的な組織体である⁽²⁰⁾。

終戦直後の1919年に公にされた『自律経済』(Autonome Wirtschaft)は、その標題が示すように上の構想を独立の冊子としてとりまとめたものである。だが、敗戦と混乱、革命という状況のなかで、この書物は、前書と同様、否それ以上に激しい社会主義批判、社会民主主義批判を内容としており(そのアジ演説的な性格についてはここでは触れない)、彼の自律的経済論、「株主なき株式会社」論、共同経済論が、とりわけ現時点で問題となっている社会化や国有化に対抗する構想であることがわかる。ラーテナウは、生産手段の共同化や国家への移転は、もともと野蛮で旧式の仕方であって、それは鉄道・郵便・電信・水道・電力など基盤的な分野に限定すべきであり、技術的变化や内外の競争に晒される生産的経営は、将来、国営と私営の中間的な「自律的」な企業によって担われるとし、「株主なき株式会社」の構想を再論する。彼は、「自律的」な経済的所有への移行についてより具体的に説明し、旧株主や新しい単なる法的な株主の位置に関しては、彼らが債権者として、固定的な年金(Rente)と償却金(Tilgungsquote)を得ると共に、監査役への就任と総会の決定への参加が認められねばならないと考える。職員・労働者は国の監督の下で経営に参画し、余剰の分配に加わる。不適切な重役の選任、適切さを欠いた利益留保・配分がそれによって除かれる。『自律経済』では、さらに職業的連合体(「ギルド」)やその特徴が論ぜられ、ま

た新しい体制への移行過程で起りうる問題や抵抗について語られ、今日の劣悪な状況は、「自律的」企業と「新経済」によってのみ解決出来ると強調する。

このような W. ラーテナウの構想が、日本では、臨時産業合理局顧問（後に商工大臣）として産業の組織化に影響を及ぼした中島久萬吉によって注目されていたことは宮島英昭氏が指摘したところである⁽²¹⁾。中島は、ベルリン滞在中、「独逸の実業家で、経済哲学者で、且つ大政治家であって、竟に惜しむべき横死を遂げたラーテナウ博士と面会の折に、博士の国家社会主義に関する意見を聴いた」のであったが、中島は、ラーテナウから、一国の経済組織は私有物としてではなく集団的事物として取扱うべきであり、国家が経営を監督し、営業利益の分配に関与すべきこと、また合理化については、一企業内の諸機関の集中・統一による企業改造と独立中央執行機関による共同目的のための運用とが必要であることを学んだという。彼はこれを「トラスト」制国家として理解し、「国家社会政策に於る将来の傾向を髣髴せしむる」と評価した⁽²²⁾。またラーテナウの構想は、「特殊なる社会主義的、連帯主義的、産業統制的、漸進的社会改造の思想」、とくに労資の「自覚的協同による産業の中央集権」と「人間生活の地位と職業の安定を基調とする新しき道徳の上に立つ産業合理化せられた新しき国家」の理想として、1932年刊行の『経済学辞典』V（岩波書店）でも紹介されており（執筆者・藤田敬三）、ラーテナウの名は当時の知識人の間にしっかりと定着していたのである。

ラーテナウのこの資本主義改造論から最も大きな影響を受けたのは、上述したように向井鹿松だった。向井の合理化論、超株式会社論、産業組織化論は内容的に見てラーテナウの「新しい経済」論と全面的に重なる。彼は、『経営経済学総論』（1929年）の「超株式会社と自主的企業」の章において、企業の発展と株式会社への進化の帰結として、事業の国有や従業員の資本参加・経営参加には「大きな期待を置くこと」が出来ず、結局ワルター・ラー

テナウとフォードの思想以外に帰着する所はないと述べる。即ち、両者は世界観は異なるが「共にラーテナウの自主的企業 (Die autonome Wirtschaft) を目標とする点に於て同一」であり、それこそが株式会社の発達の「帰着す可き所」だと。こうして向井は、『来るべき事』や『自律経済』によってラーテナウの新経済体制論を説明するのであるが、その評価は、『統制経済原理』にも受け継がれ、彼の統制経済の構想の核心としての「自主的企業」論を完成させることになった⁽²³⁾。もとよりわれわれはラーテナウの影響のみを過大に評価してはならない。向井はヘンリー・フォード (フォード主義) をラーテナウと同じ平面上で理解し、さらに彼は「自主的企業の提唱者」として、J. M. ケインズの名を加える。先に述べたように小島精一は、向井の主張を批判する際にケインズの『自由放任の終焉』(1926年)を引き合いに出していた。株式会社制度の発展によって企業が個人主義的私企業の段階から公的法人 (public corporation) の段階に近づくという「大企業の社会化傾向」は、まさに、ケインズも主張する所であった。資本主義の新しい動向とそれが生み出す問題に対する認識、またその修正ないし改造は、ドイツだけではなく、1920年前後における欧米諸国の社会思想に多かれ少なかれ共通する特徴であった。それをめぐって欧米において多様な議論が闘わされていたその現実を当時の日本の知識人はかなり正確に把えていたのである。そしてそれらの諸思想のなかで向井に代表される初期の統制経済論の新経済体制論に対して最も大きな影響を与えたのが、ドイツの経済思想であり、向井の「超株式会社」論・共同経済論についていえばラーテナウのそれであったのである。

だがラーテナウは、小野清美氏が重視したように、帝政ドイツ社会の現実を背景にして、旧い社会体制の改革を構想し、とくにユンカー階級に対しては批判を行っていた。つまり、彼は早くから帝政ドイツの政治構造を旧い封建的秩序の遺物と資本主義的秩序の相互浸透として把え、そうしたユンカー

と金権的上層市民階級の支配について疑問を投げかけ、ユンカーとその土地所有が資本主義にとって重大な制約となるとして、業績原理、能力主義の観点からそれを批判していたのである⁽²⁴⁾。『来るべき事』においても彼は、「残存する領邦的封建的勢力」と資本主義的勢力との結合を問題にし、新しく登場してきた資本家層が旧い遺制を解体する所かそれを強化していると批判し、将来の秩序は、相続・世襲による安定や強制・強権ではなく、自己決定・責任意識・精神的豊かさと、個人的な責任原則に基づくものでなければならないと主張した⁽²⁵⁾。旧い封建的関係の残存というこの問題は、その形態は異なるが、まさに戦前日本社会が直面していた最大の課題の一つであった。しかし、向井鹿松は、ラーテナウの社会改革の構想を高く評価しながら、社会の近代化に関わるこの側面を殆ど全く見ようとしなかった。農村の旧い封建的関係の残存、そこでの寄生地主制の問題は、向井の経営経済学の視野には入ってこなかったのである。

それだけではなかった。ラーテナウの協同経済的な新経済体制論は、当時の時代状況を反映して、労働者・職員の経営参加と収益配分の可能性をその構想のなかに含めていた。教育の均等性と能力の選抜はそのための条件でもあった。だが、向井はラーテナウの構想にあるこの側面を考慮に入れず、ラーテナウを労働者経営参加論（イギリスのホイットレー主義）や経営評議会論に対置されるべき思想として位置づけ、それらに代えてもっぱら「新経営者」（重役）の役割に期待をかけたのであった。

『統制経済の理論』を「共同経済への道」に結びつけた本位田祥男も、株式会社と「有能なる経営者」の役割について論じているが、彼は経営者（重役）が私利ではなく公共の利益のために奉仕するだろうと期待することは楽観的過ぎるとして、ラーテナウとケインズ（つまり向井）を批判した。彼はそれに対して社会による経営者の漸進的訓練と「国家社会」からの「要請」とを重視するのであるが、しかし、営業分野における諸企業の組織化＝自主

的統制とそれに対する国家的監督という本位田の協同経済の考えが、ラーテナウの経済組織化の構想と多くの点で重なっていたことも事実である。

国民経済の合理的計画的な秩序に関するラーテナウの新経済体制論は、有沢広巳の注目をも引き出している。有沢が重視したのはラーテナウの共同経済的な組織化の議論であって、国民経済の生産領域区分とその組織化、その下での合理的分業・商品単純化・規格化等の促進、国家によるそれへの代表派遣と統制がラーテナウの組織原理であり、それを「国家の統制下にある企業家の産業団体から構成された私企業を土台とする公経済の建設」として要約した上で、「その骨子は、今日のナチスの『ドイツ経済の有機的構成』の組織や、イタリアの組合国家の組織と同一」であると指摘する。

ラーテナウの構想は、自由な私企業を国家権力の直接的紐帯によって強制組織化し、企業家精神と組織力とを結合して、競争上の無駄を排除すると共に、積極的に生産の合理化、資本の増殖を確保することを狙ったものであって、その基礎には「ラーテナウ流の社会的倫理的楽観」がある、と有沢は述べる。さらにそれは競争の破壊的側面を抑制し、「進歩の母」たる面を公経済的見地から指導し利用しようとするのであるが、競争は利潤の私的追求として現われる以上、「統制された競争」において果して「企業家精神」が働くかどうか疑問だと、ラーテナウの構想の矛盾を有沢は指摘している⁽²⁰⁾。資本主義の本質である営利追求と国家的な営利統制との矛盾したこの関係こそ、まさに統制経済論の最大の問題であり。戦時統制経済への移行によってそれがいよいよ明確に意識されるようになる。

おわりに

戦前日本の統制経済論は、日本資本主義の展開に伴う諸問題の激化、特に世界恐慌とその波及による深刻な状況を背景にして、恐慌をはじめとする諸

困難の克服ないし緩和をめざす国家的政策的な経済統制の現実と結びついて登場して来た。それはマルクス経済学の観点に立った日本資本主義論争の立場とは異なる、否それに対立する、一つの資本主義認識であり、資本主義の修正ないし改造（いわゆる「革新」）の経済思想であった。その際に欧米、特にドイツの経済学説や経済思想が論者に与えた影響は、予想以上に大きかった。19世紀的な資本主義の変質、その新しい状況と障害に関する認識は、ドイツをはじめとして欧米諸国において、さまざまな形の資本主義批判や資本主義の修正・改造の社会思想・経済思想と結びついて登場していたのであり、当時の日本の知識人はその趨勢を理解し、それを日本の現実に関連づけた。それは、現今の深刻な恐慌からの脱出のための一時的な経済への国家介入に止らず、国家による計画的な規制とそれによる経済的均衡の実現という長期的な国民経済の組織化と編成の問題であり、それはまた、資本主義の自己回復力を困難にする市場経済の新たな状況をつくり出した、資本主義的な営利活動を抑制しなければならないという意識と結びついていた。現代資本主義を特徴づける諸現象、特に株式会社の特質とその問題、株式会社形態をとる大企業の結合体としてのカルテルやトラスト・コンツェルン等の資本集中の意義と弊害、独占に帰結する限りなき営利追求の問題性、自由放任主義と競争的市場経済の解体等々、資本主義の転換に関するさまざまな問題が取上げられ、それらに対する国家的・計画的統制が、そして新しい経済体制の創出が議論された。

ソ連の計画経済が当時の日本の知識人の大きな関心を集めたことは周知の通りであるが、それと併行して、またそれへの対抗として、G. D. H. コールやR. H. トーニーらのギルド社会主義の資本主義批判、また株式会社の公的法人への接近や大企業の社会化、資本所有（株主）の経営からの分離に関するJ. M. ケインズの指摘（『自由放任の終焉』）などイギリスの経済思想が、アメリカのフォード主義やTh. ヴェブレンの思想と並んで、さらにまた

1931年のいわゆる「計画経済世界会議」(アムステルダム)の議論と共に、紹介され、翻訳や解説を通じて広められた。ドイツの経済・社会思想は、こうした同時代の非マルクス主義的な資本主義認識の諸思想の一つの潮流をなすものであったが、しかし、歴史派経済学の影響が大きかったこの国において、このドイツの学説・思想への反応がより顕著であったことは当然の成り行きであった。だがその際、注目すべきことは、資本主義の構造的転化という現実が、歴史的構造的認識を特徴とするドイツ歴史派経済学とその流れを汲む第一次大戦後のドイツの経済学者によって、より強く自覚され、学問的検討の対象に据えられたという事情である⁽²⁷⁾。その背景には、このような構造的歴史的認識を切実に必要としたドイツ資本主義の危機的状況が存在していたと考えるべきであろう。本稿では、W. ゾムバルト、L. v. ミーゼス、E. シュマーレンバッハ及び W. ラーテナウの経済学的認識や経済思想を中心に考察したが、彼ら以外にも多くのゲルマン系の経済学者・思想家が登場し、資本主義の転化をめぐる議論に関与している。さまざまな点で事情は異なっていたが、状況の深刻さの点では共通する日本の経済学者が、とりわけドイツの議論に強い関心を示したことはその意味で自然のことであった。そしてまた、そうした深刻なドイツの状況の中から登場してくるナチズムの経済思想が、その台頭と政権掌握(1933年)の時期に重なる日本の統制経済論に対して既に重要な影を落し始めていたことは論を俟たない。たとえば「公益は私益に優先する」というナチスの観点が、ナチズムへの評価は別として、初期の統制経済論に関与した学者に何らかの形で影響を及ぼしたことは当然であった(たとえば本位田祥男と有沢広巳は、それぞれ異った観点からナチスの経済政策思想に言及している)。だがこのナチスの経済思想がより具体的な形で日本人経済学者の意識に登ってくるのは、経済過程への全面的な統制が問題となる戦時経済体制への移行、特に近衛内閣の経済新体制の時期になってからであり、この問題は別個に検討されねばならない。

《注》

- (1) この時期の日本の統制経済論については 宮島英昭「産業合理化と重要産業統制法」(近代日本研究会編『年報日本研究』6, 山川出版社, 1984年)をはじめとする氏の一連の関連論文, 白木沢旭児著『大恐慌期日本の通商問題』(御茶の水書房, 1999年)のほか, 拙稿「戦前日本の統制経済論とドイツ経済思想」(『思想』2001年2月), 参照。
- (2) 本稿は, 上記の『思想』掲載予定の拙稿と密接に関連しているので, これを併せて参照願えれば幸いである。
- (3) 個別的な問題の中で, とくに重要なのはカルテル論である。資本の集中に関連するこの問題は, 資本主義の転化にかかわる基本的論点であるが, さしあたって宮島英昭氏の上記の論文のほか, 同「1930年代日本における独占政策思想」逆井孝仁教授還暦記念会編『日本近代化の思想と展開』(文献出版, 1988年)を参照されたい。
- (4) 『産業合理化』第三輯, 1931年6月, 7-44頁。
- (5) 小島精一著『企業統制論』(千倉書房, 1939年), 45頁以下。なお, ケインズの日本への影響については, 八木紀一郎著『近代日本の社会経済学』(筑摩書房, 1999年)第5章, 参照。
- (6) 本位田祥男著『統制経済の理論』(日本評論社, 1938年), 29頁以下。
- (7) 向井鹿松著『統制経済原理』(改造社, 1933年)第一編第7章。
- (8) その第三巻の『盛期資本主義』(Hochkapitalismus)の一部が梶山力によって1940年に訳され, また, 第一巻の一部の邦訳が岡崎次郎訳『近世資本主義』として1942・43年に出版された。『ユダヤ人と資本主義』の邦訳(長野敏一)も43年である。なお, ゾムバルトに関する最近の研究としては, F. Lenger, Werner Sombart 1863-1941, München 1994, M. Appel, Werner Sombart. Theoretiker und Historiker des modernen Kapitalismus, Marburg 1992, J. Backhaus, Werner Sombart (1863-1941). Social Scientist, 3 vols, Marburg, 1996 (特に Vol. 2. G. Chaloupeck 論文), 邦語文献としては, 田村信一「国民経済から資本主義へ」住谷一彦・八木紀一郎編『歴史学派の世界』(日本経済評論社, 1998年), などがある。
- (9) K. Brandt, Geschichte der deutschen Volkswirtschaftslehre, Bd. 2, Freiburg i. Br. 1993, S. 397-402. なお, この間の事情については拙稿「第一次世界大戦後における歴史派経済学と政策論」住谷一彦・八木編, 前掲書, 所収, 及び拙著『ドイツ中小ブルジョアジーの史的分析』(岩波書店, 1989年)Ⅲ 1, 参照。
- (10) このような認識は戦前・戦時の日本の歴史家の世界史認識にも影響を与えて

- いる。例えば、『中央公論』(1942年1月号)座談会「世界史的立場と日本」(同名単行本, 中央公論社, 1943年)の高山岩男の発言(153頁)。
- (11) 向井, 前掲書, 217-222, 239-242各頁。世界経済機構の変革に関して, 向井は, 農業国の工業化の必然性をみるM. マノイレスコ(ブカレスト)の見解にも注目している。M. Manoilescu, Die Zersplitterung und Wiederer-gänzung der Weltwirtschaft, in: Weltwirtschaftliches Archiv, Bd. 37 (1933 1) [以下, W. A. と略す]。他方, 「統制経済」・「拘束経済」の歴史的展開については, さらに, ゴットル・オットリリエンフェルトやW. ミッチェルリヒの論文をも参照している。Gottl-Ottlilienfeld, Die Mythen der Planwirtschaft, 1932 (金子弘・利根川東洋による邦訳は1942年, 理想社), W. Mitscherlich, Skizze einer Wirtschaftsstufentheorie, in: W. A., Bd. 16. H. 2 u. 3, 1920。ゴットルの日本への影響については別途検討されねばならないが, この時点でのそれはあまり大きくない。ミッチェルリヒ(ブレレスラウ)は, 経済的個人主義の支配的な自由な個別経済(資本主義)の次に個別経済の基礎をもつコーポラティズム経済が来ると主張する。
- (12) 本位田, 前掲書, 5, 26頁以下。なお赤松要著『産業統制論』(千倉書房, 1937年), 89頁以下, をも参照。
- (13) 本位田, 同上, 28頁。
- (14) たとえば, 山本勝市著『計画経済の根本問題—経済計算の可能性に関する吟味—』(理想社, 1939年), 山田雄三著『計画の経済理論 [序論]』(岩波書店, 1942年), 杉本栄一著『統制経済の原理』(日本評論社, 1943年)。経済計算をめぐる議論の中で, M. ヴェーバーの社会主義論が関連して問題となる。
- (15) 向井, 同上, 231, 276-285頁。
- (16) 同上, 230-8頁。
- (17) 戦後になって邦訳されている。土岐政蔵・斉藤隆夫共訳『回想の自由経済』(森山書店, 1960年)付録。
- (18) ラーテナウの社会・経済思想に関しては, 吉田和夫著『ドイツ合理化運動論』(ミネルヴァ書房, 1976年)第一部第一章が, また最近のすぐれた邦語研究として, 小野清美著『テクノクラートの世界とナチズム』(ミネルヴァ書房, 1996年)が参照されるべきである。なお, 野藤忠「エルンスト・アッペの経営政策とヴァルター・ラーテナウの経営政策」(『西南学院大学商学論集』第20巻2号)をも参照。
- (19) W. Rathenau, Von kommenden Dingen, in: Gesammelte Schriften, Bd. 3. [以下, G. S. と略す] Berlin 1929, Der Weg der Wirtschaft, 特にS. 150ff. 小野, 前掲書, 第三章二。同書は, 1917年に出版され単行本として62版, 旧著

作集で7版、新著作集として、1929年までに83版を重ねた。

- (20) Rathenau, Neue Wirtschaft, in: G. S. Bd. 5, 特に S. 231-237.
- (21) 宮島「1930年代日本における独占政策思想」387頁。但し、宮島氏は、W. ラーテナウを父親のエミールととり違えている。
- (22) 中島久萬吉「産業合理化に於る三大基調」『産業合理化』第二輯、21-22頁。
- (23) 向井『統制経済原理』第12章、特に375頁以下。
- (24) 小野、前掲書、132頁以下。
- (25) Rathenau, Die kommenden Dingen, S. 82ff. 直ちに解体はしたがラーテナウの呼びかけで1918年11月結成された「民主国民連合」(Demokratischer Volksbund)の綱領はそのような考えに立っていた。Die bürgerlichen Parteien in Deutschland 1930-1945, Bd. I, Leipzig 1968, S. 279. 小野氏は、土地所有の解体を正面から提起しえなかったラーテナウのユンカー批判の不徹底性を指摘している。同上、134頁以下。
- (26) 有沢広巳著『日本工業統制論』(有斐閣、1937年)、216頁以下。
- (27) ドイツにおける資本主義の転化に関する論争は社会政策会を中心に展開するが、そこには歴史学派の学者と並んで、R. ヒルファディンクやE. レーデラーらの社会民主主義的マルクス主義の論者や、W. オイケン、W. レプケらの若い自由主義経済学者も席を並べ、活発な議論を繰り広げている。前掲拙稿、参照。